

【市民向け】
重度要介護者介護用品等
引換クーポン券
交付事業の手引き

【問い合わせ先】

〒719-1192

総社市中央一丁目1番1号

総社市保健福祉部長寿介護課

地域ケア推進係

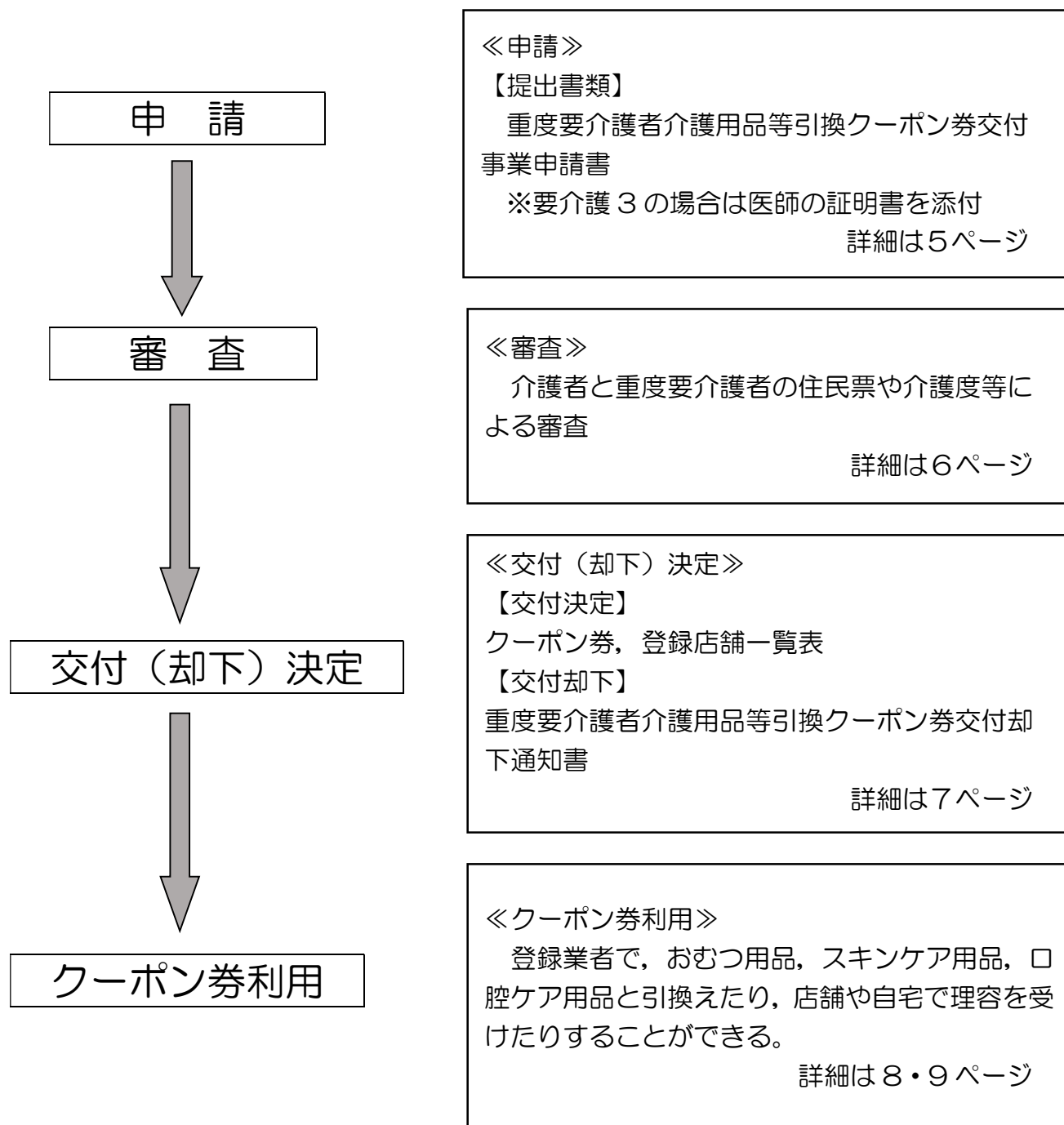
☎0866-92-8373

【目次】

1. 概要説明（チラシ）	2
2. 申請～利用の流れ	4
3. 申請	5
4. 審査	6
5. 交付または却下	7
6. クーポン券の利用方法	8
7. 変更届の提出	10
8. 現況届の提出	11
9. クーポン券の増額・減額	11
10. クーポン券の返還	11



2. 申請～利用の流れ



クーポン券の有効期限は交付した年度の3月末日までです。

有効期限の切れたクーポン券は利用することができません。

3. 申請

(1) 申請書類について

申請時に必要な書類は次のとおりです。

○重度要介護者介護用品等引換クーポン券交付事業申請書

※重度要介護者が要介護3の場合は、認知症と診断された医師の証明書の添付が必要です。

かかりつけ医に証明書を発行してもらってください（発行にかかる費用は自己負担）。

(2) 申請書類の入手について

総社市長寿介護課窓口で配布します。また、総社市のホームページからもダウンロードできます。

URL <http://www.city.soja.okayama.jp>

(3) 申請書類の提出先

○申請場所：〒719-1192

総社市中央一丁目1-1

総社市長寿介護課 地域ケア推進係

(TEL：0866-92-8373)

○申請方法：申請書を長寿介護課へ提出してください（出張所への提出や、ケアマネジャーが申請書を市へ提出することも可能）。



4. 審査

次の表の交付要件すべてを満たしているかどうか審査します。

	確認項目	交付要件
介護者	住民票	市内に住所を有する
		重度要介護者と生計を一にする世帯の世帯員である
	要介護度	重度要介護者（要介護3の認知症高齢者または要介護4・5）ではない
	重度要介護者を介護している期間	重度要介護者を自宅で6か月以上介護している
	介護保険料	介護保険料を滞納していない
重度要介護者	年齢	65歳以上である
	要介護度	要介護3の認知症高齢者または要介護4・5である
	生活状況	介護保険施設等に入所しておらず、自宅で生活している
		病院に1か月以上入院しておらず、自宅で生活している
介護保険料	介護保険料を滞納していない	

5. 交付または却下

(1) 交付の可否

- 交付決定・・・クーポン券と、クーポン券を利用することができる登録店舗一覧表を送付します。
- 交付却下・・・重度要介護者介護用品等引換クーポン券交付却下通知書を送付します。

(2) 交付時期

クーポン券は、4月～6月分を4月、7月～9月分を7月、10月～12月分を10月、1月～3月分を1月に交付します。

【新規申請の交付について】

クーポン券は申請日の含まれる月の翌月（申請日が月の初日の場合は申請日の含まれる月）から交付します。

- 例) ① 令和2年7月1日(水)に申請書を提出した場合・・・
審査後、7月～9月分のクーポン券を交付します。
2回目は、令和2年10月に10月～12月分を交付します。
- ② 令和2年7月2日(木)に申請書を提出した場合・・・
審査後、8月～9月分のクーポン券を交付します。
2回目は、令和2年10月に10月～12月分を交付します。

ただし、令和2年4月1日から令和2年4月30日までに申請のあった者については、初回交付時に、令和2年4月から令和2年6月までの3か月分をまとめて交付します。

6. クーポン券の利用方法

登録店舗一覧表に記載されている店舗で、対象のおむつ用品、スキンケア用品、口腔ケア用品を購入するときや、店舗での理容や訪問理容を受けるときに利用することができます。

《対象のもの》

- (1) おむつ用品 紙おむつ（尿取りパッドを含む）、失禁パンツ、おしりふき、使い捨て手袋、防水シート
- (2) スキンケア用品 清拭剤、ドライシャンプー
- (3) 口腔ケア用品 歯ブラシ、歯磨剤、入れ歯洗浄剤、口腔ケアスポンジ
- (4) 理容師による理容 店舗での理容、訪問理容どちらでも利用できる

○店舗で理容を受ける場合

登録店舗一覧表に掲載されている店舗で理容を受けることができます。理容を受けるときは、店舗に直接行くか、事前に電話で予約をしてください。

○自宅で訪問理容を受ける場合

理容組合へ電話をして、理容を受けたい日時を伝えてください。

理容組合の電話番号：93-7975

理容を受けるときは介護者が立ち合い、必要な介護を行ってください。



《支払い方法》

1回の利用につき、使用できる枚数に制限はありません。

また、おつりは出ません。

利用金額がクーポン券の合計額を超えた場合、不足分は、現金でお支払いください。

例) ○1, 250円のおむつを購入するとき

支払い方法 クーポン券1枚+現金250円

○理容の料金が5,800円の時

支払い方法①クーポン券5枚+現金800円

②クーポン券6枚(おつりを受け取ることはできません)

《注意事項》

※クーポン券はいかなる場合も再交付することはできません。

※クーポン券を譲渡、または売買することはできません。

※クーポン券と引き換えた介護用品等を譲渡、貸与、または売買することはできません。

クーポン券の有効期限は交付した年度の3月末日までです。

有効期限の切れたクーポン券は利用することができません。

7. 変更届の提出

申請時の状況から変更が生じた場合は、速やかに重度要介護者介護用品等引換クーポン券交付資格等変更届を提出してください。

変更事項は、次の表を参考にしてください。

対象者	変更事項
介護者	介護者が変更した
重度要介護者	要介護4・5から要介護3以下に介護度が下がった
	市外へ転出した
	施設入所した
	1か月以上入院している
	独居になった
	介護者と生計が一でなくなった
	亡くなった
世帯全員	課税区分が変わった
	世帯員が転入・転出した

※重度要介護者が施設や病院から退所・退院して自宅で介護を再開した場合は、再度変更届を提出してください。

変更が生じているにもかかわらず、変更届を提出していないことが分かった場合は、変更届の提出があるまでは新たにクーポン券を受け取ることはできません。

11ページの「クーポン券の返還」に該当する場合は、クーポン券の返還もしくはクーポン券利用分に相当する現金の返還を求める場合があります。

8. 現況届の提出

毎年6月と2月には、介護者と重度要介護者について、重度要介護者介護用品等引換クーポン券交付現況届を提出してください。現況届の提出をもとに、クーポン券を交付します。

9. クーポン券の増額・減額

クーポン券の交付額に変更がある場合は、変更届や現況届の提出のあった月の翌月から交付額を変更します。

10. クーポン券の返還

次のいずれかが明らかになった場合は、クーポン券の返還もしくはクーポン券に相当する現金を市へ返還する必要があります。

- 偽りその他不正な手段によって介護用品等の支給を受けた
- 正当な理由がなく、変更届や現況届を提出しなかった
- クーポン券を譲渡、または売買した
- クーポン券と引換えた介護用品等を譲渡、貸与または売買した
- 重度要介護者の介護を著しく怠っている